

## (1)高次脳機能障害及び関連事業

学院長 中島 八十一

昨年度は、国リハセンター内各部門で高次脳機能障害支援普及事業及び関連事業を推進しました。病院では専門外来の充実を図るとともに高次脳機能評価入院を継続し、自立支援局では自立訓練（生活訓練）において実践を通じて評価・訓練を体系化しました。また、研究所では認知障害者向けの福祉機器開発を進める一方で、行政的課題解決にも対処し、学院では都道府県・指定都市の行政職及び関係職種の指導者向けの研修事業を実施しました。

対外的には、国リハは全国高次脳機能障害支援拠点センターとして、全国10地域のブロックを代表する支援拠点機関と連携し、ブロック会議を通じて全国69か所の支援拠点機関の指導・助言に当たりました。また、都道府県ならびに支援拠点機関等の関係者、専門職員、学識経験者等で構成する高次脳機能障害支援普及全国連絡協議会および支援コーディネーター全国会議を2度開催することにより、事業の一層の推進と均てん化を図りました。

さらに、平成23年度に設置された高次脳機能障害情報・支援センターでも高次脳機能障害に関し、様々な情報を収集・整理・発信し、諸機関に対する相談を実施するなど、中央拠点として総合的な支援を行う機能の整備を進めています。障害やサービスについてわかりやすく解説しウェブサイトが発信するとともに、支援拠点機関からの各種の相談を実施し情報の還元に努めています。

平成25年度からは、高次脳機能障害に併存することの多い音声・言語機能障害（失語症）などについても、現場では併せて対応している実情に鑑み、「高次脳機能障害支援普及事業」から、「高次脳機能障害及びその関連障害に対する支援普及事業」へと名称を変更します。これまで通りに年2回の支援拠点機関等連絡協議会、支

援コーディネーター全国会議等の開催及び公開シンポジウムや研修事業を含む普及啓発活動を行うことにより、身近な地域でサービス利用が可能になるような取り組みを図ります。この取り組みは都道府県ごとだけでなく、ひとつの自治体の中での利便性の向上も視野に入ります。

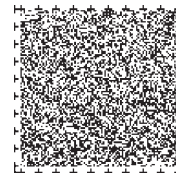
また、これまでの施策を通じてなお課題が残されている就学・就労支援について、引き続き課題解決に取り組めます。代表的な事項として、小学生から高校生にいたるまでの年齢層での就学が挙げられます。この年齢層での社会参加とは学校に戻ることに他なりません。これを研究課題として取り上げ、教育関連機関と連携しながら、支援拠点機関を相談に訪れた子供をどのようにしたら学校に結び付けることができるのか検討します。先の公開シンポジウムでは、特別支援教育に関する行政・学術機関から関係者を招聘し、支援体制構築の示唆を得ました。その道筋が整備されれば高次脳機能障害支援普及事業は広いライフステージにある障害者（児）に対応可能な事業になると考えられます。

さらに年齢での広がりのみならず、種々の障害程度にある高次脳機能障害者に対応できる事業展開を図ります。これまでに一般就労可能な方々については関係諸機関の協力を得て地域ごとにそれを達成するための道筋は整備されてきました。福祉就労レベルの高次脳機能障害者の居場所の充実を図ることは、障害程度を広く設定するばかりでなく、都市部から離れた場所あるいは島嶼など自治体の中にあるサービス利用の不便の解消にもつながります。地域の支援者の高次脳機能障害への理解を深めるために、就労支援施設職員を対象とした研修会を開催する予定です。

これまでに引き続き皆様のご助力をお願いするところです。

## (2) 発達障害関連事業

発達障害情報・支援センター長 深津 玲子



平成17年4月に「発達障害者支援法」が施行され、それまで既存の障害者福祉制度の谷間に置かれ、その気付きや対応が遅れがちであった自閉症・アスペルガー症候群、LD（学習障害）、ADHD（注意欠陥多動性障害）などを「発達障害」と総称して、それぞれの障害特性やライフステージに応じた支援を国・自治体・国民の責務として定めました。また同年8月に「発達障害者支援の推進についての施策検討会報告書」が発表され、今後の施策の方向性として1.地域支援体制の確立、2.支援手法の開発、3.就労支援の推進、4.人材の育成、5.情報提供・普及啓発が重点事項として挙げられました。こういった背景のもとに、平成20年度に厚労省より発達障害情報センター（現発達障害情報・支援センター）が研究所に移管され、同年度より青年期発達障害者の地域生活移行への就労支援に関するモデル事業を開始しました。その後平成22年10月に研究所に脳機能系障害研究部発達障害研究室が新設され、またこれまで発達障害児支援に関する研修事業、療育等をおこなってきた秩父学園が同年に統合されました。平成24年度には、青年期発達障害者の地域生活移行への就労支援に関するモデル事業の知見を生かし、発達障害者就労支援普及・定着化事業を開始し、同年10月から自立支援局の就労移行支援事業において、発達障害者の受け入れを開始しました。またこれまで秩父学園で実施していた知的障害・発達障害関連研修も学院研修に一本化されました。

こういった状況の下、平成25年度は発達障害児・者支援に関連して、6件の事業をおこないます。これらの事業は研究所発達障害情報・支援センター、自立支援局就労移行支援課および秩父学園、病院発達障害診療室等が部門間連携を行い実行します。また平成25年度には自立支

援局就労移行支援課内に新たに発達障害発達障害支援室を開設し、また発達障害情報・支援センターは新たに開設される企画・情報部に移り、さらに発達障害関連の事業の拡充に努めます。事業6件については下記の通りです。なお4件が昨年度からの継続事業、2件が新規事業です。

### I 発達障害者就労支援普及・定着化事業

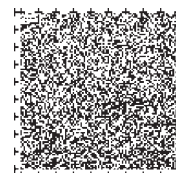
昨年度から継続して、自立支援局において発達障害成人に対して就労移行支援と就労に向けて必要な生活面への支援を行い、23年度までのモデル事業において開発した就労移行支援モデルに基づいて支援事例を積み上げ、同モデルの有用性の検証を行う。

### II 発達障害児及び家族包括支援事業（家族短期入所事業）

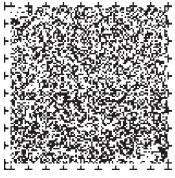
秩父学園は、発達障害における適応障害児も含め、地域で生活していくための発達支援やその家族も含めた療育支援の拠点となる障害児施設を目指していくため、昨年度に引き続き、専門的な支援を必要と判断する発達障害児とその家族を短期入所させ、評価、発達支援、家族に対する療育相談・勉強会、訪問支援等の包括的な支援を実施する。

### III 発達障害児及び家族の地域生活支援モデル事業

秩父学園は、発達障害における適応障害児も含め、地域で生活していくための発達支援やその家族も含めた療育支援の拠点となる障害児施設を目指していくため、昨年度に引き続き、発達障害児及び家族包括支援事業（家族短期入所事業）やアウトリーチ活動等の実践による支援を通じた支援プログラムの開発や、発達障害児支援に関する関係機関との連絡調整の仕組みづくり等を整備し、全国へモデルを発信していく。







#### Ⅳ 災害時における発達障害児・者支援の充実

昨年度に引き続き、発達障害情報・支援センターは東日本大震災の被災地3県（岩手、宮城、福島）および厚労省地域移行・障害児支援室と協力し、これまでの調査によるニーズを踏まえた障害福祉サービスが提供されるよう災害時支援方法の構築およびその普及を行う。

#### Ⅴ 発達障害者の就労移行支援事業における効果的な支援手法の検証・普及

発達障害情報・支援センターにおいて、先駆的に発達障害者支援に取り組んでいる就労移行支援事業所の支援手法を調査・分析する。また、

事業所とのネットワークを構築し、効果的な支援手法の共有化を図るとともに、課題、人材育成等について検討を行い、地域性を活かした支援手法を構築する。

#### Ⅵ 発達障害児等デイサービス事業

発達障害児等が地域で生活していくための支援の一環として、秩父学園において、幼児期から18歳に達するまでの一貫した支援を行うため、既存の事業では補えない小学校高学年以上の発達障害児等を対象としたデイサービス事業を創設し、幼児期から切れ目ない支援を実施する。

## ③障害者の健康増進・スポーツ関連事業

飛松 好子

健康増進センターの仕事は健康増進とスポーツに分けられる。それぞれにおいて、25年度においてはそれぞれの事業の継続と発展を目指したい。

### 1) 健康増進事業

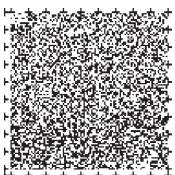
#### (1) ガイドラインの作成（試案）

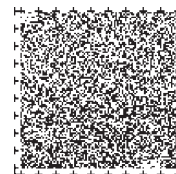
昨年度に設置、開催した国内の有識者を集めた基礎および実態調査委員会の検討結果、および国リハ自立支援局利用者を対象とした健康づくりモデル事業（施設入所型）の結果をもとに、データを解析し、各分野の専門家の協力を得てガイドライン（試案）を作成する。これは、病院、自立支援局、健康増進センターの部門間連携であると同時にさらに広く、各地のリハビリテーションセンターの協力も得ながら行うこととしている。引き続き委員会を行って有識者の

意見をいただき、また結果の分析を行うこととしている。

#### (2) 障害別の生活習慣病および二次障害の実態調査

ガイドラインの参考資料とするため、各障害特性に基づいた生活習慣病および二次障害の実態を把握する。ひとつは質問紙法によるアンケート調査（中枢性障害等による片麻痺者）を行うこととしている。脳性麻痺、視覚障害の方の調査は24年度に行った。また広く世界にモデルを求め、先進国実態調査を計画している。昨年度は実態調査を行ったドイツからストローケンデル博士を国際セミナーに招聘し、続いてセン





ター主催のワークショップも行った。

### (3)健康増進モデル事業（地域生活型）

平成24年度、基礎研究検討委員会で検討された医・科学測定項目に基づき、運動・栄養・保健指導介入を実施する。

その対象は、各地域で日常生活を送る障害者とし、施設に入所・利用している以外の者とする。ガイドライン作成に伴い、生活形態を考慮した内容とするために、平成25年度にもモデル事業を実施する。これは前年度、センター病院外来受診の方に参加していただいたが行ったが、本年度は、他施設に拡大し、国内への普及を目指して、今年度は、モデル的に行い、その結果を分析してその効用を明らかにする予定である。

### (4)健康増進に関わる専門職の育成と啓蒙

昨年に引き続き、研修会を行うこととし、学院、学院リハビリテーション体育学科と連携して行う。

## 2) スポーツ支援事業

### (1)障害者スポーツ選手に対するメディカル・サポート整備事業

スポーツ基本計画に基づき、JISSおよび日本障害者スポーツ協会と協力し実施する。

### (2)強化指定選手のメディカルチェック・システム・ガイドライン（試案）の作成

昨年に引き続き、メディカルチェックシステム・ガイドライン（試案）作成有識者検討委員会を開催し、24年度検討されたシステムをもと

に、一次検査および二次検査等に関するガイドラインの検討および実施に際しての連携体制の構築を行う。

そのためにも昨年と引き続き現状調査（追加実施）を行う。種目特性・障害特性を考慮した内容に高める予定である。

### (3)スポーツ選手への健康管理プログラムの試行

健康増進・スポーツ外来を充実させ、健康増進とともにスポーツ選手、愛好家のためのコンディショニングサポート、障害および種目特性に基づいたトレーニングサポート、スポーツ外傷・障害予防および治療サポートをおこなう予定である。

### (4)スポーツ大会等でのメディカルサポート体制調査

スペシャルオリンピックス、ジャパンパラリンピック（冬季）等において実態を調査する予定である。

### (5)障害者スポーツ用具の開発および改良

昨年行った実態調査から、障害者スポーツにおいては用具等が未開発のものも多く、センター研究所、学院の義肢装具士と連携し用具の開発および改良を行う。

### (6)合宿・練習環境サポート（継続）

センター体育館、学院宿泊棟、自立支援局食堂棟を利用して合宿施設を提供すると共に健康管理に関する啓蒙活動も行う。さらには合宿施設、体育施設としての不備を調査し、改善につなげていく。

